# **憲 法** (配点 60 点)

以下の設例を読んで、設問に答えなさい。

## 【設例】

- 1 町村議会議員以外の公職の選挙に立候補の届出をしようとする者は、一定額の金銭を供託しなければならず、得票数が有効得票総数の一定割合に達しないときは供託金は没収される(〈資料〉公職選挙法92条1項、同法93条1項。以下、両規定を併せて「本件規定」という。)。例えば、都道府県知事の選挙に立候補の届出をしようとする場合には、300万円を供託しなければならず、得票数が有効得票の総数の10分の1に達しないときは供託金は没収されることになる。
- 2 選挙供託金制度の立法目的については、選挙供託金制度を設けず立候補を自由に認めると、 売名目的で、真摯に当選を争う意思のない立候補者が出現するなどして候補者が乱立し、自由 かつ公正な選挙の実現が妨げられるからであると説明されている。もっとも、この点について は、選挙供託金制度は、男子普通選挙の実現によって有権者数が一挙に4倍になった1925 年の選挙法改正の際に導入されたものであり、無産勢力の議会への進出を抑止し、既存の政治 勢力の権益を守るところに狙いがあったとの指摘もみられる。
- 3 海外では、OECD (経済協力開発機構)に加盟する35カ国のうち、ドイツ、フランス、アメリカなど22カ国には選挙供託金制度は存在せず、選挙供託金制度がある13カ国でも、イギリスの約8万円(有効投票数の5%以下は没収)など、日本と比べて低額である。
- 4 東京都内で飲食店を営むXは、新型コロナウィルス感染症に関する東京都の対策には問題があり、都政を刷新する必要があると考え、2020年6月に告示された東京都知事選挙に立候補しようと決意した。Xは、立候補に必要な書類のうち供託金の供託証明書以外の書類を準備して選挙管理委員会に提出したが、資力不足で300万円を供託することができなかったため、立候補届出は受理されなかった。

Xは、供託金を用意できる経済的余裕がなければ立候補ができないのは憲法に違反すると主張して、国家賠償請求訴訟を提起した。

# 【設問 1】(配点 15 点)

立候補の自由の憲法上の保障について論じなさい。

#### 【設問2】(配点5点)

本件規定が、立候補の自由を制約するものか否かについて論じなさい。

#### 【設問3】(配点15点)

本件規定の憲法適合性の判断において、いかなる判断基準を用いるべきかについて論じなさい。

### 【設問 4】(配点 25 点)

本件規定の憲法適合性について論じなさい。

# <資料> 公職選挙法(昭和25年法律第100号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体 の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思 によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期すること を目的とする。

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等) 第86条の4 公職の候補者(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の候補者を除く。以下 この条において同じ。)となろうとする者は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、 郵便等によることなく、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならない。 (供託)

- 第92条 町村の議会の議員の選挙の場合を除くほか、・・・第86条の4第1項・・・の規定により公職の候補者の届出をしようとするものは、公職の候補者1人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書・・・を供託しなければならない。
  - 一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙 300万円
  - 二 参議院(選挙区選出)議員の選挙 300万円
  - 三 都道府県の議会の議員の選挙 60万円
  - 四 都道府県知事の選挙 300万円

五~九 (略)

 $2 \sim 3$  (略)

(公職の候補者に係る供託物の没収)

第93条 ・・・・第86条の4第1項・・・の規定により届出のあつた公職の候補者の得票数が、その選挙において、次の各号の区分による数に達しないときは、前条第1項の供託物は、・・・ 都道府県の議会の議員又は長の選挙にあつては当該都道府県に・・・帰属する。

 $-\sim$ 三 (略)

四 地方公共団体の長の選挙 有効投票の総数の10分の1

2 (略)